

(仮称)尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する独自基準(案)

この資料において兵庫県「法令の規定による条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する条例」は「兵庫県基準条例」と表記します。この資料において「尼崎市生活保護法に基づく保護施設の設備及び運営の基準を定める条例」は「尼崎市生活保護施設基準条例」と表記します。この資料において「尼崎市社会福祉法に基づく軽費老人ホーム及び婦人保護施設の設備及び運営の基準を定める条例」は「尼崎市軽費老人ホーム等基準条例」と表記します。この資料において「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等定める条例」は「尼崎市介護保険施設基準条例」と表記します。この資料において「尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等定める条例」は「尼崎市障害者施設基準条例」と表記します。この資料において「(仮称)尼崎市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」は「尼崎市無料低額宿泊所基準条例」と表記します。

Table with 8 columns: 国基準省令の規定, 兵庫県基準条例で規定する独自基準, 尼崎市生活保護施設基準条例で規定する独自基準, 尼崎市軽費老人ホーム等基準条例で規定する独自基準, 尼崎市介護保険施設基準条例で規定する独自基準, 尼崎市障害者施設基準条例で規定する独自基準, 尼崎市無料低額宿泊所基準条例で規定する独自基準(案), 独自基準を設ける理由. Rows include sections on ① 暴力団排除の規定, ② 運営内容の評価結果の公表に関する規定, ③ 研修に関する規定, and ④ 事故発生及び防止に関する規定.